第120号様式

第　　　　　号

年　　月　　日

納税者

住所

(所在地)

氏名　　　　　　　　　　殿

(名称)

小野町長

地方税法第606条の規定により、下記のとおり更正(決定)しましたので納期限までに納めて下さい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申告区分 | 保有 | 年度分 | 　 | 区分 | 更正(決定)分(a) | すでに納付の確定した分(b) | この通知書で納付すべき分(a－b) |
| 取得 | 年　月　日から年　月　日までの取得分 | 取得価額(円) | 　 | 　 | 　 |
| 不動産取得税固定資産税評価額(円) | 　 | 　 | 　 |
| 年月日申告 | 当初修正 | 年　月　日 |
| 課税標準額(円) | 　 | 　 | 　 |
| 更正(決定)理由 | 税額(円) | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 基礎となる税額 | 課率 | 加算金額 |
| 加算金額更正(決定)による | 過少申告加算金 | 　 |  | 　 |
| 不申告加算金(円) | 5%分 | 　 |  | 　 |
| 10%分 | 　 |  | 　 |
| 納期限 | 年　　月　　日 | 重加算金額(円) | 30%分 | 　 |  | 　 |
|
| 35%分 | 　 |  | 　 |
| 納付場所 | 　 |
| 納付額(円) | 　 | 　 | 　 |
|

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記金額については延滞金が加算されますので、延滞金の計算にあたっては納付書の記載上の注意をご覧下さい。